令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市路面電車は、都心や都心周辺部での利便性の高い生活を支える交通機関であり、人 や環境にやさしく、魅力や賑わいを創出するといった特性を生かすことで、札幌市全体の活 力向上に資する都市基盤として重要な役割を担っている。

平成 24 年 4 月には、路面電車を活用したまちづくりの取組推進のため、「札幌市路面電車活用計画」を策定し、路線のループ化のほか、低床車両の導入や停留場のバリアフリー化などを進めている。

この活用計画に基づき、路面電車が利便性の高い交通機関として、都心の回遊性を向上させ、より多くの賑わいを運ぶことを目的として、「都心地域」、「創成川以東地域」、「桑園地域」の延伸検討を進めている。

本業務では、これまでの調査検討結果及びループ化事業の整備効果検証結果を踏まえて、 延伸に関する調査・検討を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 延伸検討と効果・課題整理

過去に実施したループ化整備効果検証、基礎調査、及び軌道の導入空間案の検討等を踏まえたうえで、延伸ルート案を様々な観点から比較検討し、それぞれの利点や課題を整理する。

検討にあたっては、軌道導入による自動車を含めた交通環境への影響、各地域の特性 (道路状況、土地利用状況、人口推移等)など、交通や利用者を含めた都心のまちづくり にも配慮すること。

(2) 課題への対応

上記(1)における課題に関して、対応手法や方針について検討する。課題の内容により、 下記(3)にて収集した事例を参考とする。

(3) 交通システムの事例収集・整理

LRT 等の交通システムについて、分類したうえで、海外を中心に先進的な事例収集を行う。そのうちの代表的な複数事例について、利点や課題等の特徴を詳細に整理する。

(4) 会議用資料の作成

上記(1)~(3) に関連する会議に使用する資料を作成する。会議実施回数は3回程度を 想定する。

(5) 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

(6) 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして3回実施する。

(7) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より 提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和3年3月17日までとする。

6 業務提案の上限額

金11,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。 なお、消費税及び地方消費税の税率は10%を見込むこととする。

7 企画提案を求める事項

| 項目 | 説明 | ページ数 |
|-----------------|-------------------|--------------|
| (1) 業務の実施方針及 | 提案者の当該業務に対する考え方や取 | A4 判 1 ページまで |
| びフロー | 組方針等 | |
| (2) 延伸検討と効果・ | 軌道の導入空間案や延伸ルート案の検 | A4 判 2 ページまで |
| 課題整理 | 討及び課題整理、考慮すべきポイント | |
| (3) 課題への対応及び | 課題解決のための対応方策、交通シス | A4 判 2 ページまで |
| 交通システムの事 | テムの事例収集・整理を含めた留意事 | |
| 例収集・整理 | 項、考慮すべきポイント | |
| (4) 乙の地独立担安 | 上記のほか、独自の提案事項があれば | A4 判 1 ページまで |
| (4) その他独自提案 | 追加 | |

| (5) 業務工程表及び業 | 履行期間中における業務別のスケジュ ール、業務の実施体制、担当技術者の | A4 判 1 ページまで |
|--------------|--|--------------|
| 務実施体制 | 交通に係る計画策定に関連する業務の 経歴 | |
| (c) 2.4.9.ft | 業務全体について、上記6に示す提案 | A4 判 1 ページまで |
| (6) 参考見積 | 上限額の範囲内とする積算及び業種別 の積算内訳 | |

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手 続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不 健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成 31・32 年度札幌市競争参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪) において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書(様式第1号)

(添付書類)

- ア 同種業務等実績書(様式第2号) 上記8-(6)に係る業務の実績を記載
- イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、 又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し)及び当該業務 の内容が確認できる書類(設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類)

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書(様式自由)

用紙サイズはA4 判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。

【副本】10部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側 札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和 2 年 5 月 12 日(火)15 時 00 分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として 選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾 するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札 幌市は無償で使用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、 著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではな いことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、 参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らか の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札 幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開 する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は原則認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和2年5月1日(金) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記 14 の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、上記6の上限額を超える提案については、審査を行わずに契約候補者から除外する。

(2) 審査スケジュール (予定)

審查 令和2年5月19日(火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が 高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の5割に満 たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約 候補者としない。

[審査基準]

| 項目 | 審査基準 | 配点 |
|-----------------------------------|---|-----|
| (1) 業務の実施方針及 びフロー | 当該業務に対する考え方や取組方針等について、業 務の目的・内容を十分に理解したものであるか。 | 20 |
| (2) 延伸検討と効果・ 課題整理 | 軌道の導入空間案や延伸ルート案の検討及び課題整理、考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか。 | 25 |
| (3)課題への対応及び 交通システムの事 例収集・整理 | 課題解決のための対応方策、交通システムの事例収 集・整理を含めた留意事項、考慮すべきポイントに ついて、妥当かつ具体的なものであるか。 | 25 |
| (4) その他独自提案 | 独自の提案事項について、業務目的に合致したもの であり、妥当かつ具体的なものであるか。 | 15 |
| (5)業務工程表及び業 務実施体制 | スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。 | 15 |
| 合 計 | | 100 |

(4)審査結果の通知

審査の結果は、後日、審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)を もって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正 とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

- (1)札幌市公式ホームページ「札幌市路面電車活用方針」(平成 22 年 3 月) http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/romen/hoshin.html
- (2)札幌市公式ホームページ「札幌市路面電車活用計画」(平成 24 年 4 月) http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/romen/public.html

その他参考図書については下記 14 の場所にて閲覧可能(貸出及び複写は不可)。閲覧を 希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和2年5月11日(月)17時15分までとする。

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側 札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsul@city.sapporo.jp